

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画と現状

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を下記の通り策定致します。
なお、計画した目標における現状の実績は、3. の通りです。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2. 計画内容

目標：男性に対する女性の平均継続勤続年数の比率(男女平均継続勤務年数比)を全体(正職員)で20%以上とする。

(対策) 産前・産後休業や育児休業等の諸制度や子育て支援に関する情報提供と女性が継続して働きやすい職場環境の整備に努める。

3. 目標における現状(令和4年3月31日現在)

- ・ 男性の平均継続勤続年数：18.8年
- ・ 女性の平均継続勤続年数：3.9年
- ・ 男性に対する女性の平均勤続年数の比率：20.7%

今後もこの比率を20%以上として維持するよう努める。